

市民厚生常任委員会（12月17日）

開会（11：34）

- 青島委員長 ただいまより市民厚生常任委員会を開会する。
当委員会に付託された議案は4件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、市民部、健康福祉部、こども未来部、市立病院として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）
市民部所管の議案の審査に入る。
議第88号「平成30年度焼津市一般会計補正予算（第7号）案」中、市民部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。
（当局説明）
- 青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 秋山委員 冒頭の説明で、人事院の勧告の云々、何々に準拠とおっしゃったんですけど、ちょっと聞き取れなかったので、お願いします。
- 岡村市民部長 国公準拠という、国と公ですね。
- 秋山委員 国公準拠と。
- 岡村市民部長 はい。
- 秋山委員 国公準拠というのは、今まで人事院勧告にならってというような議案の説明をいただいたときにも特にこの言葉は出てきた記憶が余りなくて、どういう意味になるんですか、国公準拠というのは。
- 岡村市民部長 今までもこの国公準拠の観点からという言葉は使ってきたと思いますけれども、要は国に準ずるという意味です。
- 秋山委員 意味はそうだとは思うんですけども。わかりました。
- 青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）
- ◇採決の結果、議第88号「平成30年度焼津市一般会計補正予算（第7号）案」中、市民部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定
- 青島委員長 議第90号「平成30年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）案」を議題とし、当局の説明を求める。
（当局説明）
- 青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 杉田委員 確認ですけど、期末手当という言葉と勤勉手当、その違いって何ですか。
- 橋ヶ谷保険年金課長 期末・勤勉手当の中身、期末手当と勤勉手当に分かれていまして、期末手当は、基本的に職員の在職期間によって支給されるものが期末手当になります。
- 杉田委員 在籍期間。
- 橋ヶ谷保険年金課長 今回、例えば一時金、6月と12月に支給があるんですけども、それぞれ6カ月間、6月については12月2日から6月1日の6カ月間に対して6月に支

給があります。12月については6月2日から12月1日の6カ月に対して支給されますので、その間に職員であれば期末手当は満額が支給されると。いわゆるその期間に職員になったかどうかというところで支給がされます。在職期間に対して支給されます。

一方、勤勉手当というのは在職期間ではなくて、職員の勤務成績というか、いわゆる仕事ぶりというか、そういったものを評価した中で支給されるものが勤勉手当になりますので、期末手当は在職期間、いるかないかというものに対して支給される、勤勉手当については、その期間のいわゆる仕事内容、そういったものを評価した中で支給されるというところの違いがあります。

以上です。

○杉田委員 わかりました。要は職能評価ということだと思っただけで、期末手当と勤勉手当を分けて言うというのは、今回の中に期末手当があつて、それプラス勤勉手当が追加されるんだよという、そういう考えでいい。

○橋ヶ谷保険年金課長 先ほど市民部長のほうから国公準拠というお話があつて、国のほうで今回勤勉手当のほうを0.05引き上げようということで、それに準じて焼津市のほうもいわゆる勤務成績に基づいた勤勉手当のほうを国に準じて引き上げたいというところで補正をさせていただいている状況でございます。

以上です。

○杉田委員 期末手当はそのままだよ。

○橋ヶ谷保険年金課長 期末手当は今回改正されませんので、そのままです。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第90号「平成30年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 以上で市民部所管の議案の審査は終了した。

健康福祉部所管の議案の審査に入る。

議第88号「平成30年度焼津市一般会計補正予算(第7号)案」中、健康福祉部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第88号「平成30年度焼津市一般会計補正予算(第7号)案」中、健康福祉部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 議第93号「平成30年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第93号「平成30年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 以上で健康福祉部所管の議案の審査は終了した。

こども未来部所管の議案の審査に入る。

議第88号「平成30年度焼津市一般会計補正予算(第7号)案」中、こども未来部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○村松副委員長 今説明を聞いてわかるんですけども、いわゆる債務負担行為をやめて繰り越しにしたということは、できるのが、幼稚園の供用を開始するのはいつだと、見込みだけでもいいです。

○増田保育・幼稚園課長 設置工事の完了自体は5月末を予定しています。きょう、追加で契約の関係で議案が上がっていますが、あの契約の期間としては9月だったと思うんですけど、工事の予定としては5月末が完了予定です。

○村松副委員長 了解しました。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第88号「平成30年度焼津市一般会計補正予算(第7号)案」中、こども未来部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 以上でこども未来部所管の議案の審査は終了した。

市立病院所管の議案の審査に入る。

議第98号「焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○秋山委員 先ほど議場でこの質疑をしましたときに、平成23年を基準にして管理者も、差額といいますか、増額分が40万円という答弁をされたんですけど、この数字は間違いないですよ。それで、7年の間にそういうふうに増額されてきたというのは、背景にどういうことがあってそんなになって、今またこのように条例改正の議案が出されているのかというのを教えていただけませんか。

○清水病院総務課長 先ほど本会議のほうで、市長、副市長、教育長、議員の方々については平成20年度ということでお聞きしたんですけども、病院事業管理者は地方公営企業法の全適用になって管理者が設置されたのが平成23年ということだったものですから、

それ以降ということで金額がちょっと違うということなんですけれども、今まで平成20年度からしますと7回の改定があったんですけれども、具体的に言いますと、平成21年度と平成22年度、この2回が減額の改定になっておりまして、平成21年度のときが0.25カ月で、平成22年に0.25カ月の減、平成22年度のときが0.2カ月の減ということで、この2年間で連続して一度下がっておりまして、その後、平成26年から、平成27年、平成28年と、この後、それぞれ0.15ですとか0.1という形で、正確に言いますと、平成26年度に0.15、平成27年度に0.1、平成28年度、0.1、平成29年度、0.1、今回も0.05という形で、5年間を通じて少しずつ上がっているという状況なものですから、全体を平成20年度から俯瞰して見ますと、一旦大きく下がって、そこから今度は上がってきているので、もとの状態に戻ってちょっと上がったというような形に今なっているものですから、たまたま先ほどの本会議のときには平成20年度からだもんですから、下がった時点から上がったということで、市長とかですと5万円とか4万円という形に、管理者のほうは、その後、平成23年度からになりますので、ちょうど上がったところからという形になりますので、差額ですとそういう格好になるという形で約40万円の、平成23年度の最初から比べると、今回の改正を含めると約40万円の増額というような形で経過としてはなっております。

以上です。

○松本委員 今言った40万円というのは、俺は想像するに、管理者が初めて制度ができたもんだから、大体ベースが違うんだな。今までの太田病院長と管理者のもし給料を考えて差を言うんだったら、管理者になったのと病院長というの、計算するベースが違っちゃっているんじゃないの。だから40万円ぐらいになっちゃうというんじゃないの。それはマイナスのときもあって、プラスのときもあって、プラスばかりだもんで40万円というのは、基本的にベースが、地位が初めてできたあれでしょう、病院管理者というのは。そうじゃないのかね。

○増田事務部長 ベースということで、給料月額に支給月分というんですか、それを掛け合わせるような計算になるわけですが、本給については当初から70万8,000円でございます。それで、現在もそれについては変わっておりません。ですので、人勸によります期末・勤勉手当の支給月数の増加分だけが影響して、比較しますと今期に40万円ぐらい上昇しているということでございます。

以上です。

○秋山委員 お二人の今の御説明を聞いて、あっ、そうか、そうなのかというのがわかったというのは、議員のほうも私も平成23年からなんですけど、トータルすると大体10万円ちょっとぐらいアップということになると思うんですよね。それで、よく考えると多分こういうことなのかなという感じがしている。40という数字のことはわかりました。

それで、これは特に審議会のような何か客観的な審査をするような、そういうところにはかけないという対象、かける対象ではないままずっと来ているということではないでしょうか。

○増田事務部長 本会議で総務部長から答弁がございましたが、報酬審議会については、期末手当については対象になっておりませんので、同じように、その点に関しては、それ以外にでも病院事業管理者の報酬に関して、特に何か審議会とかそういったものの意

見を聞くという仕組みはございません。

以上でございます。

- 杉田委員 教えていただきたいと思うんですけど、この改正がもしされなかったとしたら、今、病院管理者の改正分が4万710円ってさっきの答弁であったと思うんですけど、これが追加されないとするとなんかですか。
 - 増田事務部長 支給年額ということでよろしいでしょうか。
 - 杉田委員 今回の期末手当。
 - 増田事務部長 今回4万710円増ということで、先ほど答弁がございました。
 - 杉田委員 増だけれど、増がなかった場合に。
 - 増田事務部長 ない場合は321万6,090円、これが改定前の期末年額。
 - 杉田委員 年額、すると、今回は。
 - 増田事務部長 約358万円くらいになるかと思います。
 - 杉田委員 358万円、これは年額ね。
 - 増田事務部長 年額です。
 - 杉田委員 その半分ということで。
 - 増田事務部長 そうですね。6月分、12月といった場合は、その半分ですかね。
 - 青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。
 - 杉田委員 今、改正前の期末手当全額で、年間で約358万円でしたっけ、その半分ということで大体約179万円、この金額というのは一般人の感覚からするとやっぱりとても多い金額だと思います。そして、人勧があったからという、人勧の本来のある意味から病院管理者、これの期末手当をふやすというのは、これだけの金額があつてなおプラス4万710円、これを上げるということについては反対です。
 - 秋山委員 私も反対です。
報酬審議会の対象としてはないということだったんですけども、それでは、そもそも病院事業管理者のお給料を市の特別職の報酬と期末手当の増額、それと連動して上げることの根拠は何か、ますます根拠なく、そのまま横並びで上げているというふうな受けとめざるを得ないというふうには私は思います。反対します。
 - 松本委員 それぞれのお二人の御意見を伺いました。しかし、杉田委員が言われるように百何万円の報酬は多いじゃないかということだと思えます。だけど、基本的に給与に対して何%ということになっているので、百何万円ではなくて、四十何万円か、4万幾ら、普通で言うんだったら、去年から比べりゃ4万幾ら上がったことが高いか安いかわ、それは上げる必要があるかないかという討論だと思えます。
私は、国公準拠ということでもって今までやってきたことに対して、今ここでもって多い、少ない、あるいは反対だということに対しては、ちょっと合点がいかない。だから、今までどおり、この提案どおり賛成ということでお願いします。
- ◇採決の結果、議第98号「焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は賛成多数、原案のとおり可決すべきものと決定
- 青島委員長 以上で市立病院所管部分の議案の審査は終了した。

以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。
これで市民厚生常任委員会を閉会とする。

閉会（12：23）